



10月1日から施行

全国ではじめて

個人情報
保護条例

春日市

収集をしては
いけない個人情報

(第2条第3号参照)

実施機関

春日市の個人情報保護条例は6月定例
市議会の最終日で可決され、いよいよ10
月1日から施行されます。

春日市の条例の特色は、①コンピュ
タで処理された情報だけでなく、手書き
文書をも含めたすべての個人情報を対象
にしている。②情報の収集、保管での厳
密さ。

春日市個人情報保護条例の全文を掲載し
ましたので、その概要を解説しました。

現在、市では、市民のみなさんに係る個
人情報を、行政を行つて利用させていただ
いておりますが、今回、条例制定によつて、
収集できない事項（思想、信条、支持する
政党、信仰する宗教など）を設定し、市自
らの個人情報収集に厳しい枠をはめ、必要
な個人情報を収集する段階で、その利用目的

(第7条参照)

収集開始の手続き

情報収集する段階で、その利用目的

や内容を登録（個人情報登録簿）すると
ともに各個人への通知を義務づけ、さら
に本人から直接収集を原則とするなど嚴
格な手続きをとるようにしました。

(第8条・第9条参照)

また、あなたの個人情報を保護して
いくために、特に注意を必要とされます
外部に提供する場合についても、本人の
同意を得て提供することを原則とし、外
部に提供した場合は、記録簿（例外利用
等記録簿）の作成を義務づけ、同時に、
個人情報保護審議会に報告するなど、厳
しく規制しました。

(第10条参照)

健康と文化の
公園都市
春日

10.1 59
No.310

— 本号の主な内容 —

- 春日市個人情報保護条例一特集 ②
- 春日市個人情報保護条例一全文 ③
- 春日市行政相談所を開設 ④
- 第13回春日市民体育大会は10月 ⑤
- 「地区じまん」●紅葉ヶ丘 ⑥
- 狂犬病予防注射 ⑦
- 子宮ガン、乳ガン検診、小児マ
ヒ、3種混合予防接種 ⑧



市報 かすが

発行・編集 春日市役所市長公室
春日市役所 ☎ (501) 1131

市の人口

73,749人		(9月1日現在)
男	36,860人	
女	36,889人	
前月比	+337人	
昨年9月	71,979人	
本年増	+1,770人	
世帯数	25,008	
昨年9月比	+589世帯	

今月は納期です

市・県民税	第3期
国民健康保険税	第5期
国民年金保険料	10月分
市営住宅使用料	10月分
保育所保護者負担金	10月分

市で保有しているみなさんの個人情報は、みなさんの個人情報であることから、自分の情報を閲覧等（閲覧・再生・譲写・複製）・訂正等（訂正・削除）を請求できます。

（第12条・第13条参照）

また、外部提供等の中止を請求するともできます。

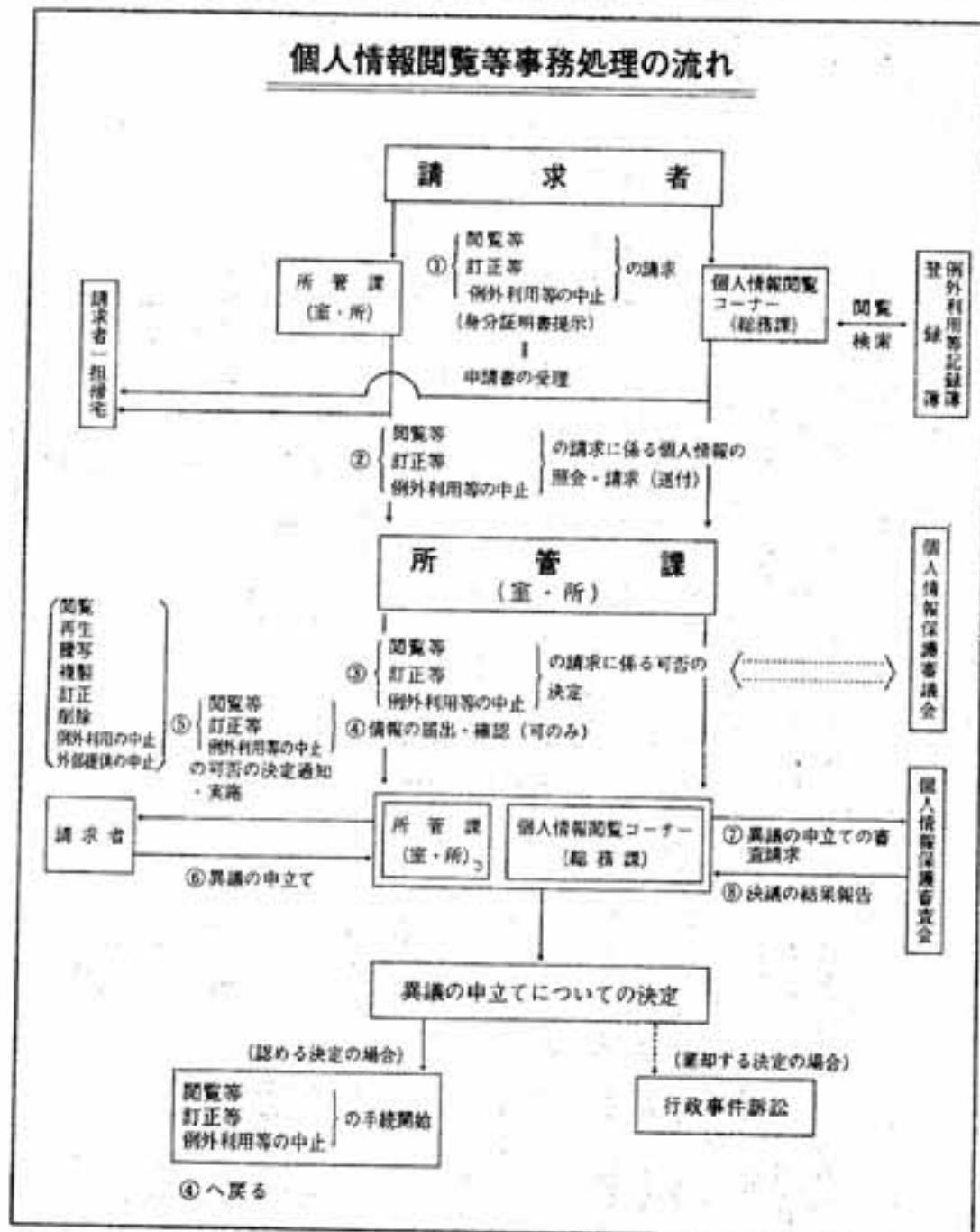
二第14章參照

市では保有している個人情報について
適正な維持管理を図るため責任者を定め
るなど必要な措置を講じております。



川上幸二郎保護条例制定審議会長の就任挨拶

個人情報閲覧等事務処理の流れ



手書き文書等
電算機処理情報
総合的に保護

(3) 例題 昭和59年10月 1日



序内各課の統合ヒヤリング

春日市個人情報保護条例

第一章 總則

第一条 この条例は、個人情報を保護する。

として、必要な事項を定め、市の機関等の他による個人情報の収集、保管及び利用等の適正化を図ることについて、基本的人権を保護する」とを目的とする。

第二条 「」の発音における、次の各字「」獨立する用語の発音は、前略名詞「」附るるより「」

「ある。」

(4) 情報公開条例
春日市情報公開条例(昭)

市長主導の市制実現委員会、選舉管理委員会、監査委員会、農業委員会、因住資産課長審査委員会及び議会をいう。

第十一章

(2) 他人情報の必要等、他人情報の収集、保管（個人情報の記録及びその記録の保存を含む。以下同じ）及び利用をいう。

個人を識別できるものであり、文書、図書、写真、フィルム、磁気テープその他これらに記載するもの及び電子情報処理システムの入力物に記録されるもの若しくはされたものをいう。

和五十八年条例第一号）をいう。

總務課文書法制係

また、議会に対しても毎年6月定期市議会で報告することにしております。
(第20条参照)

度として、行政不服審査法等による既存の救済制度がありますが、より簡易で迅速な処理をするため、市の救済機関として審査会を設置しております。

また、審査会委員の人選については、住民の中から議会の同意を得て任命しますので、中立公正的な判断が得られます。

り得た秘密を他に漏
れさせない規定を設けました

(第21条参照)

閲覧には身分証明書等を
ご持参下さい

個人情報保護コーナー(送込課内)に個人情報登録簿・例外利用等記録簿を備え付けていますので、閲覧の際は必ず身分証明書を持参してください。複写(写真・トレース)複製(コピー)は手数料1枚100円です。

行政だけでなく、市民や民間事業者にも個人情報の保護について、この条例の趣旨を十分に尊重していただくよう義務づけております。
（第5条・第6条参照）

【閲覧等、訂正等、例外利用等の申請】の請求が拒否された場合の救済制

(第19条参照)

この条例の趣旨を厳密に運営、または監視していく機関として審議会を設置しております。

問い合わせ先
総務

総務課文書法制係

(第20条参照)



3 市の機関は、次の各項に掲げる個人情報の記録については、開示等の請求を拒む」とができる。

(1) 第三者の秘密を害するもの

(2) 医療の記録に関するもの

(3) 法令又は条例に特別の定めのあるもの

(4) 市の機関の公正な職務の執行を妨害するもの

(5) 住民の権利向上を図るため、特に必要なもの

「」とが明らかなもの

あると、市長が審議会の意見を聽いて認めしたもの

(訂正等の請求)

第十三条 同人も、市の機関が保護する個人情報の記録に誤りがあるときは、当該機関の訂正を請求することができる。

2 何人も、市の機関が第九条の規定によるものとして取扱った個人情報を記録の保護を利用してしてあるときは、当該市の機関に問い合わせし、当該個人情報をその記録から削除するよう請求することができる。

3 市の機関は、前二項の請求があつたときは、請求のあった日の翌日から起算して三十日以内に当該個人情報をその記録から削除する。

4 前項の規定によつて記録の訂正等を拒む決定をするときは、情報公開条例第九条第一項後段及び第四項の規定を準用する。」の場所において、「開示等」とあるのは、「市の機関」と、「情報」とあるのは、「個人情報の記録」と改められたものとする。

4 前項の規定によつて記録の訂正等を拒む決定をするときは、情報公開条例第九条第一項後段及び第四項の規定を準用する。」の場所において、「開示等」とあるのは、「市の機関」と、「情報」とあるのは、「個人情報の記録」と読み替えるものとする。

5 市の機関は、第一項及び第二項の請求に係る個人情報の記録の訂正等を拒むことを決定したときは、直ちにその記録の訂正等をしなければならない。」の場合は、例外利用等が既に行われているときは、当該例外利用等をし

た者に対し、併せて違反なく、その記録の訂正等を通知しなければならない。

（例外利用等の中止の請求）

第十四条 何人も、市の機関が第十条の規定によるものとして自己に係る個人情報の記録の例外利用等をして居ると見れば、当該市の機関に対する利用等を中止を請求することができる。

2 当該の請求につじては、前条第三項から第五項までの規定を適用する。」の場合において、「訂正等」とあるのは、「例外利用等の中止」と読み替えるものとする。

（複数の請求）

第十五条 第十一条第一項、第十三条第一項及び第二項並びに前条第一項の規定による請求に付し、市の機関から委託者の決定をされた者は、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内に、当該市の機関に質問を申立てをすることができる。

2 前項の質問の申立てに対する措置については、情報公開条例第十一条の規定を準用する。

3 この場合において、「依頼者」とあるのは、「市の機関」と、「開示等」とあるのは、「訂正等」と、「情報」とあるのは、「情報公開請求」とあるのは、「個人情報の記録」と読み替えるものとする。

4 市長は、事業者等に開示等の請求に付し、その結果又はその中止を指導又は勧告することができる。

（受託者に対する規制）

第十六条 市の機関から個人情報の収集、加工、利用を受ける者は、個人情報の保護のため、当該機関に付し、当該機関から委託者の決定をされた者は、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内に、当該市の機関に質問を申立てをすることができる。

2 前項の質問の申立てに対する措置については、情報公開条例第十一条の規定を準用する。

3 この場合において、「依頼者」とあるのは、「市の機関」と、「開示等」とあるのは、「訂正等」と、「情報」とあるのは、「情報公開請求」とあるのは、「個人情報の記録」と読み替えるものとする。

4 市長は、事業者等に開示等の請求に付し、その結果又はその中止を指導又は勧告することができる。

（事業者に対する規制）

第十七条 市に春日市個人情報保護審議会（以下「審議会」という）を置く。

2 審議会は、五人の委員をもつて組織し、市長が議会の同意を得て住民の中から任命する。

3 市長は、市長の任期は、四年とする。ただし、補欠委員の任期は、その残任期間とする。

4 審議会の決議は、出席議員の過半数による。

5 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。その職を退いた後も

また、同様とする。

（春日市個人情報保護審議会）

第十七条 市に春日市個人情報保護審議会（以下「審議会」という）を置く。

2 審議会は、十二人以内の委員をもつて組織し、市長が任命する。

3 審議会の任期は、四年とする。ただし、補欠委員の任期は、その残任期間とする。

4 審議会の委員は、審議会の委員を兼任することができない。

5 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。その職を退いた後も

また、同様とする。

（報告書類）

第十八条 市長は、毎年一回、この条例の運用の状況について議会に報告し、かつ、一般に公表しなければならない。

2 市長が任命する。

3 市長が任命する。

4 市長が任命する。

5 市長が任命する。

第六章 雜則

（報告書類）

第十九条 市長は、毎年一回、この条例の運用の状況について議会に報告し、かつ、一般に公表しなければならない。

2 市長が任命する。

3 市長が任命する。

4 市長が任命する。

5 市長が任命する。

第六章 雜則

（報告書類）

第十九条 市長は、毎年一回、この条例の運用の状況について議会に報告し、かつ、一般に公表しなければならない。

2 市長が任命する。

3 市長が任命する。

4 市長が任命する。

5 市長が任命する。

お知らせ



10月のこよみ—

- 1日(水)・体力つくり強調月間、情報化月間（総務庁、運輸省、郵政省、通商産業省）共同募金運動、高年齢者雇用促進月間、都市緑化月間
10日(木)・第13回春日市民体育大会
40歳からの健康週間
14日(月)・行政相談週間
21日・婦人労働旬間
26日(土)・原子力の日

る人などはありませんか。
人権を守つて明るいまち
明るい社会をつくりましょ
う。なお、人権問題に限らず家庭
内の問題、相続問題、金銭
貸借問題その他いろいろな問題
でお困りの方は、気軽にご
相談ください。

春日市職員採用試験

昭和59年度職員採用試験を
次のとおり実施します。

○場所 市文化会館 10時～15時

ほしい」「これでは困る」など感じておられるとき、皆さんの質問・ご相談に応じようというものです。

行政相談所を開設しますので、この機会に、あなたが日頃持つておられる悩みや要望を申し出て下さい。



同和問題啓発で
後援会多々

春日市は同和問題の啓発キャンペー
ンに取り組んでいますが、市職員の同和問題研修にも同時に力を入れています。
一般職員の研修は、本年

について・同和行政の歴史等について研修を続けています。

市長、三村助役らも職員と机頭を並べて熱心に講義に耳を傾けていました。

春日市人権相談所を特設

検察に民意を映す

検察に民意を映す
審査会

あなたもいつか検察審査員にな
るかもしません。

検察審査会とは、選挙人名
簿により市民の中から抽選で
選ばれた11人の検察審査員が、
いわば民間人を代表して検察
官のしごとのやり方を審査す
るという制度です。

検察審査員は6ヶ月ごとに
交替します。10月中に検察審
査員予定候補者調査票を予定
者に通知しますのでご協力下
さい。

交通事故、詐欺、おどしな
どの犯罪の被害にあって、警
察や検察庁に訴えたのに検察
官がその事件を起訴してくれ
ない。あるいは、選挙違反や
汚職など社会の耳目をひいた
重大な事件を、検察官が起訴
しなかつたのはどうも納得で
す。

交換します。10月中に検察官予定候補者調査票を予定者に通知しますのでご協力下さい。

交通事故、詐欺、おどしなどの犯罪の被害にあって、警察や検察廳に訴えたのに検察官がその事件を起訴してくれない。あるいは、選舉違反や汚職など社会の耳目をひいた重大な事件を、検察官が起訴しなかつたのはどうも納得で

福岡市中央区城内 1-1-1
裁判所合同庁舎

就学児の健康診断日程

健康診断日	学校区
10月16日(火)	春日原小 春日原大 小 谷
10月17日(水)	春日西小 春日天神山小
10月24日(水)	春日東小 春日南小
10月25日(木)	春日北小 春日日小

狂犬病予防注射

飼い犬の登録と狂犬病予防注射を下の日程表のとおり実施します。

犬の飼い主は狂犬病予防法により年1回の登録と年2回(春・秋)狂犬病予防注射を受けないと罰せられます。犬を制止できる人がロープ

や鎖などでつないで連れてきて下さい。

◇対象になる犬 生後91日(3ヶ月)以上
内訳　登録料2100円　注射料1260円　総額3360円

(黄色)

小学校就学児の健康診断を実施

昭和60年度の小学校就学予定児の健康診断を右の日程で実施いたしますので、もれなく受診されるようお願いします。

【会場】市民スポーツセンター
1. 体育館
昭和60年度の小学校就学予定児の健康診断を右の日程で実施いたしますので、もれなく受診されるようお願いします。

午後1時30分～3時30分
なお入学予定者(昭和53年4月2日～同54年4月1日生まれ)にはハガキで通知します。

(学校教育課)

第13回春日市民体育大会

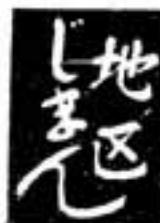
10月10日 市民スポーツセンターで

第13回春日市民体育大会は、10月10日(水)午前9時から市民スポーツセンターで開催します。

競技開始は同9時50分からです。

競技種目は、子供会および地区公民館対抗リレー競走を中心とした競技です。市長みなさん多数の来場と声援をお願いします。駐車場が狭いので、車での来場はなるべく遠慮下さい。当日雨天の際は中止になります。

(社会体育課)



⑪ 紅葉ヶ丘

红葉ヶ丘地区でいちばんに挙げたいのは文化教育活動といえます。まず、53年から始まつた民謡教室に続き、この他の教室の活動も盛んで、新公民館の利用スケジュールはいつも

燃える地区 文化教育活動に

いっぱい。区民のコミュニケーションの高まりに公民館の担当者も、うれしい悲鳴と笑顔、居合の各教室が毎週1回以上開かれ、この他6教室の活動も盛んで、新公民館の利用スケジュールはいつも

次に「文化の旗」を高く掲げている「紅葉懇話会」を紹介しましょう。会が誕生したところです。



「紅葉懇話会の講話を聴き入る

係で一流の講師をそろえています。懇話会は会員制ですが家族のほか区民も話が聴け、年2回レクリエーションも催されます。

区長 井上泰国

期日	場所	時間
10月5日(水)	桜ヶ丘公民館	9:30~10:20
	須崎北公民館	10:30~12:00
	ちくし台公民館	13:10~14:20
	春日公民館	14:30~15:10
8日(土)	若葉台西公民館	9:40~10:50
	昇町公民館	11:00~11:50
	浦の原集会所	13:10~14:20
	惣利公民館	14:30~15:20
9日(日)	春日原公民館	10:00~11:10
	千歳町公民館	11:20~11:50
	東弥永公民館	13:10~14:10
	下白水公民館	14:20~15:40
11日(水)	白水池公民館	9:40~10:10
	上白水公民館	10:20~11:50
	紅葉ヶ丘公民館	13:10~14:30
12日(木)	岡本公民館	9:30~10:10
	小倉公民館	10:20~11:50
	宝町公民館	13:10~13:50
	光町公民館	14:00~14:40

子宮がん・乳がん

一集団検診

子宮がんと乳がんの集団検診を左記日程にて行いますので受診希望の方は、次の要領でお申し込みください。

なお、30歳台、40歳台の方にはハガキで通知しています。

料金 子宮がん 千円

乳がん 千円

受診日に会場に持参下さい。

なお、生活保護を受けている人は無料となりますので、その証明となるものを持参下さい。

日程

日程	会場
17日(水)	(中央公民館内)
19日(金)	健康管理センター
22日(月)	
24日(水)	
26日(金)	
29日(月)	
31日(水)	

受付：9時半～10時

し、往信の裏面に①地区名
必ず官製往復はがきを使用
50歳台の婦人の方へ

住所③氏名④年齢⑤電話番号
⑥希望する検診の種類を明記
して下さい。

また返信の裏面には、あなたの住所、氏名を記入し、裏面には何も書かないで下さい。

申込締切日
10月8日(月)まで(消印有効)

【申し込み先】

〒85春日市下白水町の1
春日市役所衛生課

電話番号

ガンによる死亡は、市民の死因の1位を占めています。しかも発病は40歳代以上の働き盛り年齢から急に多発しています。

対策としては毎年の検診と日常の予防が大切です。

今回はガン予防12カ条を紹介しましょう。

①バランスのとれた食事をとる。

②繰り返し同じ食物をとらない。

③過食や脂肪のとり過ぎに注意する。

④深酒をさける。

⑤禁煙が望ましい。

⑥色の濃い野菜や穀物のものをとる。

上にあげたものはほか⑦あまり恵幸いものはさけ⑧こげ過ぎた部分は食べない⑨カビのはえた食物は食べない⑩強い日光浴をさける⑪過労をさける⑫入浴などで身体は清潔に。

あなたは、どれだけ守っていますか。

ガン予防の12カ条

病気と健康

③



午後2時～3時半
健康管理センター
(中央公民館内)

10月の水道修理当番店

10月1日(月)～31日(木)
中原工務店(別)1400
10月中の漏水修理などは、右の業者か春日郡河川水道企

業團(51)7001に連絡を

◎受診上の注意 ▼当日は事前に家で体温をはかつておいてください。
▼病気にかかっている人は事前に医師の診察を受けてください。
■生ワクチンを吐くことがあるので投与前後1時間は飲食をさせないこと。
●2歳未満の人は個別接種を受けてください。

【対象年齢】 1期は生後24カ月から48カ月に至る期間。
【接種回数】 1期は3～8週間隔で3回、2期は1期完了後1年から1年半の間に1回
【料金】 無料
【必要なもの】 母子手帳、印鑑

期は1期完了後12カ月から18カ月に至る期間
【接種回数】 1期は3～8週間隔で3回、2期は1期完了後1年から1年半の間に1回
【料金】 無料
【必要なもの】 母子手帳、印鑑